



「生団連ニュースレター」は、国民の生活・生命を守るという使命を追求する生団連の取り組みに関する最新情報を、日頃ご支援いただいている皆様にお伝えしています。

平成26年7月号
国民生活産業・消費者団体連合会

平成26年度理事会・定時総会・記念講演会・記念パーティ

6月11日、ホテルニューオータニにて開催

～ 総会550名、記念講演会750名、記念パーティ1,000名と多くの方にご参加いただきました ～

《理事会・定時総会》

議決事項については、平成25年度事業報告と収支決算にて、活動内容の報告および収支決算の内訳を説明いたしました。続いて、役員の変更において、会長・会長代行・常務理事・理事・監事・参与の再任と堺市消費生活協議会の山口典子会長の選任について、また定款の改訂、平成26年度の事業計画と収支予算、会員の異動についてお諮りいたしました。

以上の議決事項について異議なく可決承認され、滞りなく終了いたしました。



【新役員紹介】(五十音順・敬称略)

〈新任〉

・副会長

山口 典子 堺市消費生活協議会 会長

〈代表者交代: 昨年度総会以降に就任した役員〉

・副会長

井上 毅 一般社団法人日本ボランティアチェーン協会 会長

・常務理事

星 秀一 伊藤忠食品株式会社 代表取締役・社長執行役員

竹内 俊昭 花王株式会社 代表取締役常務執行役員

(花王カスタマーマーケティング株式会社 代表取締役社長執行役員)

布施 孝之 麒麟ビールマーケティング株式会社 代表取締役社長

戸井 和久 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 常務執行役員

(株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長兼COO)

・理事

坂田 俊博 イズミヤ株式会社 取締役会長

重光 武雄 株式会社ロッテアイス 代表取締役会長兼代表取締役社長

《記念講演会》

『現在、そして未来に向けた政治』

自由民主党幹事長

石破 茂 様



《記念パーティ》

清水会長の挨拶に始まり、駆け付けていただいた来賓の方々にご祝辞を頂戴しました。



公明党代表
山口那津男様

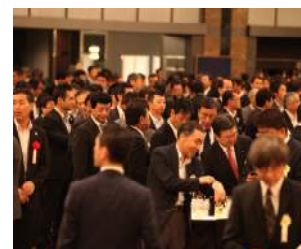


自由民主党 政務調査会長
高市早苗様

限られた時間でしたが、参加した皆様には、大いに語らい、親睦を深めていただきました。



〈乾杯〉(左より)
埼玉地婦連・柿沼会長
消費科学センター・大木代表理事
東京地婦連・谷茂岡会長



〈会場の様子〉

来年度の定時総会は、平成27年6月10日(水)午後 ホテルニューオータニにて行います。

生団連は清水信次会長(㈱ライフコーポレーション会長)の発案で設立、「国民の生活・生命を守る」ことを使命とする団体です。会員は500超の企業、業界団体、消費者団体から構成され、日本の直面する諸課題解決に向け生活者視点で取り組んでいます。

【お問合せ先】

国民生活産業・消費者団体連合会 清水(栄)／宮田 ☎:03-3662-5240 ✉:jimu@seidanren.jp
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-6-2 小津本館ビル7階 URL: http://www.seidanren.jp/

定例勉強会開催 ～ 毎日新聞客員編集委員 金子 秀敏先生 ～

6月26日、憲政記念館にて国際経済研究所との共催で定例勉強会を開催しました。今回は講師に毎日新聞客員編集委員の金子秀敏先生をお招きし、「習近平政権と日中関係の行方」というテーマでご講演をいただきました。

金子先生からはアメリカ、ロシア、中国を中心としたユーラシアのパワーシフトを踏まえ、これからの米中関係・日中関係について解説をいただきました。



金子 秀敏 先生

次回の定例勉強会は、
7月18日(金)憲政記念館にて開催予定です。

UAゼンセン委員会において清水会長が特別講演

～「流通産業の展望について」労働組合代表者ら200人を前に講演～

清水信次会長は6月12日、豊島区の西友労働組合会館で開催されたUAゼンセン流通部門2014年度第2回拡大部会運営委員会において、生団連および日本チェーンストア協会会長として特別講演を行いました。会場には労働組合の代表者ら約200人が集まり、1時間30分の講演を聴講しました。

清水会長は冒頭、消費税が戦前から議論されてきて今の制度につながっていることや自身の戦中戦後の体験に触れながら、「歴史をきちんと勉強して、私欲ではなく大義によって行動を」「人口減少は覚悟した上で国の適正規模について真剣に考えるべき」と、大局的な視点から将来を展望することの必要性について講演しました。また、「とくに流通産業においては戦後の歴史を知り、日本やアメリカでの様々な企業の栄枯盛衰から学ぶべき」と強調しました。



UAゼンセン流通部門運営委員会で講演する清水会長

～ お知らせ：臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について～ 4月の消費税アップの負担を軽減するための臨時給付金が支給されるのをご存知でしょうか？

【臨時福祉給付金】

- 受け取れる方：住民税が課税されていない方（課税されている方の扶養親族や生活保護受給者は除く）
- 支給額：1人につき1万円（基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は1万5千円）

【子育て世帯臨時特例給付金】

- 受け取れる方：平成26年1月分の児童手当を受けている子育て世帯の方（所得が制限以上の方を除く）
- 支給額：児童手当の対象となる児童1人につき1万円（臨時福祉給付金や生活保護を受けている児童は除く）

※お問合せ先

制度について：厚生労働省 電話(0570-037-192)またはインターネットで「2つの給付金」で検索
申請方法について：各市町村(平成26年1月1日時点で住民票がある市町村)